

令和5年度

漁業権の一斉切替えに関する取扱方針

令和4年9月

(令和4年10月一部変更)

高知県水産振興部

目 次

1	漁業権の一斉切替えに関する取扱方針	1
2	漁場計画設定申請要領	4
3	漁場計画設定申請様式他	6
4	漁業権免許申請要領	21
5	免許申請様式	25
6	漁業権行使規則認可申請様式	32
7	行使規則制定同意書様式	40
8	行使規則（例）	43
9	参考事項	56
10	漁業権一斉切替えのスケジュール	57

漁業権の一斉切替えに関する取扱方針

1 海区漁場計画の作成の基本的な考え方

漁業権の免許に先立つ海区漁場計画の作成は、海面を総合的かつ高度に利用し、漁業生産力の維持発展と漁業振興を図る観点から行うものとする。

漁業調整上の問題その他公益上支障を及ぼすことが考えられる区域については、特にこれらの調整を図ったうえで海区漁場計画を作成する。

今回の漁業権の切替えは、共同漁業、定置漁業及び区画漁業の全ての漁業権について行われるが、漁場利用の見直しを含めて現漁業権行使の実態に即して作成するものとし、新規漁場計画については計画理由に基づき、その他諸般の調整上の見通し等を勘案してその設定を進めるものとする。

2 全般的取扱い

(1) 港湾法、港則法、漁港漁場整備法及び海岸法等の適用区域内の取扱いについて

漁場区域内の全部又は一部が関係法令の区域に及ぶときは、漁業権免許と同時にこれら関係法令の規制を重複的に受けることになるので、予め協議し調整を図るものとする。

(2) 漁業調整及び公益上の問題区域について

漁業調整上の問題並びにその他公益上支障を及ぼすことが考えられる区域については、特にそれらの調整が整った場合について漁場計画を設定する。

(3) 休業漁場等の取扱いについて

現存漁業権のうち、行使する組合員がいない漁業、あるいは事実上の休業により権利取得のみの状態にある漁場及び漁場環境の悪化により漁場価値のないものについては、漁業法第63条の主旨にそわないので漁場計画を設定しないものとする。

(4) 類似漁業権について

海区漁場計画の作成の時ににおいて、適切かつ有効に活用されている漁業権があるときは、漁場の位置及び区域、漁業の種類並びに漁業時期が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（類似漁業権）を設定するものとする。

(5) 漁業調整上、知事が特に必要と認める事項の取扱いについては、別に定めるところによる。

(6) 団体漁業権を有する漁業協同組合は、漁業法第74条第2項の漁業生産力を発展させるための計画を作成し、1年に1回以上の点検を行うものとする。

(7) 漁業権者は、漁業法第90条第1項に基づき1年に1回以上、資源管理の状況、漁場の活用状況等について県に報告しなければならない。

3 共同漁業権の取扱い

- (1) 共同漁業権は、一般的にはその漁業の操業に必要な最小限度の区域であって、組合が管理できる範囲で定めるべきであり、その性格上漁場利用の点において各種漁業権やその他の沿岸漁業の根幹をなすものであるから、漁場計画の設定に当たっては、定置漁業、区画漁業並びに一般主要漁業等との調整を検討しつつ進めるが、経済的な価値のないもの又は操業する可能性がないものについては漁業種類から除くものとする。
- (2) 第一種共同漁業は、漁業関係者による資源の保護と自治的な漁場管理を特に必要とするものである。このような観点から、免許後において種苗放流や行使規則等による積極的な漁場管理を行えるものについて漁場計画を設定する。
- (3) 第二種共同漁業権の内容となる小型定置網（改良ます網及びねずみ網その他の昇り網を有するものを含む）は、漁業調整上の検討を要するので、漁場区域を限定する方法により独立した漁業権として取り扱うものとする。

特に、新規の小型定置網の設定については、隣接する前面又は後面漁場の調整を前提として漁場計画を設定する。

4 定置漁業権の取扱い

- (1) 新規の漁場計画は、隣接する定置漁場や他種漁業に影響し、紛争の原因となることもあるので、関係漁業との調整がなされたうえでの漁場計画が原則である。このため、関係漁業（特に後面の漁場）との調整が満たされない場合には、漁場計画を設定しないものとする。
- (2) 現存漁業権漁場で新たに沖網と丘網の併設を行う場合（二階式漁場）は、漁業権が二分され個別の漁業権となるので、それぞれの漁場計画をたてるものとする。

この場合、現存漁業権の漁場区域、漁業時期の範囲内において行うときも、地元漁業協同組合の同意を必要とする。

なお、丘網の敷設位置の身網の最深部が水深 27 メートル以浅の場合は、定置漁業権ではなく第 2 種共同漁業権の小型定置漁業として取り扱うものとする。
- (3) 現免許の内容のままの更新計画についても、地元漁業協同組合との漁業調整を必要とする。

5 区画漁業権の取扱い

- (1) 漁場計画の設定に当たっては、共同漁業及びその他漁業との調整を図るとともに、養殖業の成長産業化と養殖漁場の環境保全に努め、養殖経営の安定を期するものとする。このため、養殖施設の規模及び数は、原則として現行の行使規則の範囲を超えないものとするが、漁業者や関係組合等の意向に配慮しつつ柔軟に検討していくものとする。
- (2) 魚類養殖（くろまぐろ養殖を除く）、貝類養殖（真珠養殖を除く）及び藻類養殖の漁場計画の設定に当たっては、漁場計画設定申請の際に漁場の高度利用及び養殖業の振興のために特に必要である場合は、漁業種類については魚種名等を冠せず、魚類養殖（くろまぐろ養殖を除く）、貝類養殖（垂下式養殖にあっては貝類垂下式養殖）及び藻類養殖として取り扱うものとする。
- (3) くろまぐろ養殖については、漁業種類及び漁業の名称において、くろまぐろ養殖業を内容とするものと、くろまぐろ養殖業以外の養殖業を内容とするものとを区別して漁場計画を設定するものとする。

- (4) 真珠については、稚貝採苗、母貝養殖をそれぞれ単独で行うもの及び稚貝採苗から母貝養殖までを同一漁場区域で連続して行うものは、いずれも真珠母貝養殖とし、真珠養殖と区別するものとする。
- (5) 魚介類を単に市場操作上あるいは餌料用として短期間、一定の場所で飼育するものについては、漁場計画を設定しないものとする。

6 漁業権行使規則の事前検討

- (1) 既存の漁業権行使規則は、漁業権の切り替えによりその効力を失うので、新免許に基づく漁業権行使規則を制定する必要がある。行使規則は漁場計画と重要な関連性を持っているので、その策定に当たっては十分な事前検討を行うものとする。
- (2) 本来、漁業権行使規則は漁業権ごとに制定するものであるが、漁業協同組合の広域化、その他便宜上、漁業協同組単位、地区単位で取りまとめて制定して差し支えないが、漁業権ごとに内容を明確にするものとする。
- (3) 行使規則の制定は総会の特別議決を要するが、総会において承認を得る以前に関係地区の組合員（正・准）の3分の2以上の同意（書面による）を必要とする。

合併組合においては、水産業協同組合法第51条の2第1項の規定により、予め総会の部会の設置について議決を得た場合においては、総会の部会の過半数の出席によりその3分の2以上の賛成で行使規則を制定することができるが、この場合においても部会の開催前に関係地区の組合員（正・准）の3分の2以上の同意（書面による）を必要とする。
- (4) 特に行使規則の内容に関しては、その漁業権の行使が特定の者に固定化し紛争を惹起することがないように、行使する組合員の資格の定め方、行使の方法、行使する期間等具体的な内容を明確にするものとする。

また、行使の実態を把握するため行使者名簿を備え置くものとする。
- (5) 漁業権を共有する場合の行使規則の制定に当たっては、共有する漁業権者全てと行使協定を締結するものとする。
- (6) 漁業権の管理に要する経費に充てるため行使料を徴求することは水産業協同組合法第22条第1項により定められているが、その算定にあたっては、漁場利用の程度に応じた金額であって、総会で算出根拠を示し決定するなど透明性の確保を図るものとし、その額を行使規則に記載すること。
- (7) 区画漁業権行使規則は、持続的養殖生産確保法に基づく「持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針」を踏まえ、養殖漁場の改善や特定疾病のまん延防止措置等を勘案し策定するとともに、特に、同法の規定により漁場改善計画を策定した漁業協同組合にあっては、当該改善計画の内容との整合性が図られていること。
- (8) 組合員行使権の行使状況等の報告について規定すること。

漁場計画設定申請要領

漁場計画設定については前掲の「漁業権の一斉切替えに関する取扱方針」にそって、次により申請するものとする。

- 1 漁場計画設定申請は共同、定置又は区画漁業について、それぞれ様式第1号の1、第1号の2又は第1号の3による申請書を漁場（漁業権）ごとに提出すること。
- 2 提出部数は1部を提出すること。
- 3 提出期間 令和4年10月17日(月)から令和4年11月16日(水)まで
- 4 申請に必要な添付書類は次のとおりとする。ただし同一申請者が複数の申請を同時に行う場合には、共通する書類を省略できる。この場合、申請書の添付書類一覧に例えば「現免許番号 定第〇〇号に添付」、又は「現免許番号 区第〇〇号に添付」というように原本の添付の所在を明記すること。

(1) 共同漁業

- ア. 共同して申請する場合は「代表者選定届」・・・様式第2号
- イ. 「共同漁業漁場計画書」（第一種、第二種、第二種小型定置、第三種地びき、第三種飼付、第三種つきいそ毎にそれぞれ個別にまとめる）・・・様式第3号
- ウ. 新規の漁場計画については「関係地域の調整が完了したことを証する書類（同意書又は協定書等）」
- エ. 漁場図（新規漁場計画のみ）
- オ. 第二種共同漁業のうち小型定置網漁業にあつては、漁具設計図（側張寸法図、側面図）
- カ. 共同漁業権行使規則（案）
- キ. 知事が必要と認めるもの

(2) 定置漁業

① 現存漁業権とおおむね等しいと認められる漁場計画

- ア. 共同して申請する場合は「代表者選定届」・・・様式第2号
- イ. 定置漁業漁場計画書・・・様式第4号
- ウ. 定置漁業に使用する資産等の状況・・・様式第7号
- エ. 総会又は理事会の議事録の抄本
- オ. 漁具設計図（平面図、側張寸法図、側面図）
- カ. 地元漁業協同組合との漁業調整が完了したことを証する書類・・・様式第4号（様式第4号の「他種漁業との調整上の問題点」欄に証明を受けること）
- キ. 知事が必要と認めるもの

② 新規漁場計画

- ア. 共同して申請する場合は「代表者選定届」・・・・・・・・・・様式第2号
- イ. 定置漁業漁場計画書・・・・・・・・・・様式第4号
- ウ. 定置漁業に使用する資産等の状況・・・・・・・・・・様式第7号
- エ. 総会又は理事会の議事録の抄本
- オ. 漁場図（縮尺を明記）
- カ. 漁具設計図（平面図、側張寸法図、側面図）
- キ. 関係地区の調整が完了したことを証する書類（同意書又は協定書等）
- ク. 地元漁業協同組合との漁業調整が完了したことを証する書類・・・・様式第4号
（様式第4号の「他種漁業との調整上の問題点」欄に証明を受けること）
- ケ. 知事が必要と認めるもの

(3) 区画漁業

① 現存漁業権とおおむね等しいと認められる漁場計画

- ア. 共同して申請する場合は「代表者選定届」・・・・・・・・・・様式第2号
- イ. 区画漁業漁場計画書・・・・・・・・・・様式第5号
- ウ. 総会又は理事会の議事録の抄本
- エ. 施設の構造図及び配置図
- オ. 漁業協同組合ごとの「全体計画一覧表」・・・・・・・・・・様式第6号の1～5
- カ. 漁業協同組合以外の者が申請する場合は「地元漁協との漁業調整が完了していることを証する書類（様式第5号の「他種漁業との調整上の問題点」欄に証明を受けること）」
- キ. 知事が必要と認めるもの

② 新規漁場計画

- ア. 共同して申請する場合は「代表者選定届」・・・・・・・・・・様式第2号
- イ. 区画漁業漁場計画書・・・・・・・・・・様式第5号
- ウ. 総会又は理事会の議事録の抄本
- エ. 漁場図（縮尺を明記）
- オ. 施設の構造図及び配置図
- カ. 漁業協同組合ごとの「全体計画一覧表」・・・・・・・・・・様式第6号の1～5
- キ. 関係地区の漁業調整が完了したことを証する書類（同意書又は協定書等）
- ク. 漁業協同組合以外のものが申請する場合は「地元漁協との漁業調整が完了したことを証する書類（様式第5号「他種漁業との調整上の問題点」欄に証明を受けること）」
- ケ. 知事が必要と認めるもの

③ 団体漁業権の場合、区画漁業権の申請にあたっては、漁業権行使規則（案）も同時に提出すること。

様式第1号の1

令和 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者

住 所 ○○市○○町○○番地○○
氏 名 ○○ 漁業協同組合

代表理事組合長 ○○ ○○

共同漁場計画設定申請書

別紙のとおり共同漁業の漁場計画設定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- | | |
|---------------------------|----|
| 1 共同漁業漁場計画書 | 1通 |
| 2 代表者選定届（共同申請の場合） | 1通 |
| 3 漁場図（新規漁場の場合） | 1通 |
| 4 漁具設計図（小型定置） | 1通 |
| 5 関係地域の同意書又は協定書等（新規漁場の場合） | 1通 |
| 6 公益上の区域内の確認書（該当する場合） | 1通 |
| 7 共同漁業権行使規則（案） | 1通 |
| 8 総会又は理事会の議事録抄本 | 1通 |

様式第1号の2

令和 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者

住 所 ○○市○○町○○番地○○

氏 名 ○○ ○○ ほか○○人

(○○大敷組合)

定置漁場計画設定申請書

別紙のとおり定置漁業の漁場計画設定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- | | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 定置漁業漁場計画書 | 1通 |
| 2 | 定置漁業に使用する資産等の状況 | 1通 |
| 3 | 総会又は理事会の議事録抄本 | 1通 |
| 4 | 地元漁協との漁業調整が完了したことを証する書面 | 1通 |
| 5 | 漁具設計図（平面図、側張寸法図、側面図） | 1通 |
| 6 | 漁場図 | 1通 |

様式第1号の3

令和 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者

住 所 ○○市○○町○○番地○○

氏 名 ○○ 漁業協同組合

代表理事組合長 ○○ ○○

区画漁場計画設定申請書

別紙のとおり区画漁業の漁場計画設定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- | | |
|---------------------------|----|
| 1 区画漁業漁場計画書 | 1通 |
| 2 総会又は理事会の議事録の抄本 | 1通 |
| 3 全体計画一覧表 | 1通 |
| 4 地元同意書 | 1通 |
| 5 地元漁協との漁業調整が完了したことを証する書面 | 1通 |
| 6 施設の構造図及び見取り図 | 1通 |
| 7 漁場図 | 1通 |
| 8 区画漁業権行使規則 | 1通 |

代表者選定届

令和 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

○○市○○町○○番地○○

○○漁業協同組合 代表理事組合長 ○○ ○○

○○市○○町○○番地○

株式会社○○ 代表取締役 ○○ ○○○

○○市○○町○○番地○○

○ ○ ○

下記のとおり○○漁業に係る共同申請の代表者を選定したから届け出ます。

記

代表者 ○○市○○町○○番地○○

○○漁業協同組合 代表理事組合長 ○○ ○○

(裏面につづく)

共同申請をする理由

(例)

- ・経験豊富な技術と資本を活用し経営の安定化をはかるため など

様式第3号

共同漁業漁場計画書

(記載例)

○ ○ 共同漁業		○ ○ 漁業協同組合	
漁場の位置	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 地先 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> から <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> まで		
漁業の種類	漁業の時期	漁獲物の種類	
(第一種の場合) あわじ 漁業	○月○日から ○月○日まで	○ ○ ○	
とぶし 漁業	○月○日から ○月○日まで	○ ○ ○	
(第二種の場合) いせえび磯建網漁業 いそお磯建網ほか	○月○日から ○月○日まで	○ ○ ○	
小型定置 漁業 (漁場名、満潮時の 身網最深部水深)	○月○日から ○月○日まで	○ ○ ○	
(第三種の場合) ○○地びき網 漁業 (漁場名)	○月○日から ○月○日まで	○ ○ ○	
○○船びき網 漁業 (漁場名)	○月○日から ○月○日まで	○ ○ ○	
飼い付け 漁業 つきいそ	○月○日から ○月○日まで	○ ○ ○	
○ ○ 漁業	○月○日から ○月○日まで	○ ○ ○	
関係地区及び世帯数	関係地区： ○○市○○町○○ ○○世帯（うち組合員の属する世帯数○○世帯） （1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数を記載すること。）		
計画理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現免許の更新の場合は「現免許共第○○号と同一」と書く。 ・ 新設（純然たる新規） ・ 区域変更、漁業種類の追加・削除、漁業時期の変更の場合、現免許からの変更程度を明示する。 ・ 上記を記載した上で、本来の計画理由を書くこと。 		
他種漁業との調整上の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係地域内外漁業との調整でどのような問題があったのかを具体的に書く（同意書又は確約書に至るまでの問題点と経過）。 ・ 調整上の問題がなければ「問題なし」でよい。 		

様式第4号

定置漁業漁場計画書

(記載例)

○で囲む(更新、新規)

主たる漁獲又は目的とする魚種		住 所		〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇	
ぶり、あじ その他定置漁業		氏名等		代表者 〇〇ほか〇〇人 〇〇大敷組合 (〇 〇 株式会社)	
漁場の位置	〇〇市〇〇町〇〇沖(漁場名) (敷込水深 上台〇〇m、下台〇〇m、台間距離〇〇m)			別紙漁場図 No, (新規のみ)	
漁業の種類	ぶり、あじ その他 定置漁業				
漁業の時期	敷込みから切揚まで〇月〇日から 〇月〇日まで				
漁獲物の種類	ぶり、あじ、まぐろ、めじか、いわし				
漁業従事者等 (うち定置組 合員数) 職種は主たる 業務により区分 してください。	経営従事者数 〇〇人 (〇〇人)	事務従事者数 〇〇人 (〇〇人)	沖合従事者数 〇〇人 (〇〇人)		
経営の方法	〇〇大敷組合(株式会社)の自営 : 〇〇と〇〇の共同経営 : 〇〇 漁協の自営				
計画理由	・生産性向上、漁民所得向上、餌料対策、雇用対策、従前から行っているの でその事業を継続する等の理由				
現免許との 関 係	・新規 ・定第〇〇号の更新 ・区域及び漁業時期等の変更の場合は、現免許からの変更の程度を 明示する。 (現免許定第〇〇号の内容の、〇〇と〇〇に変更、区域を拡大等)				
他種漁業と の調整上の 問 題 点	<p>漁業調整が完了したことを証する書類としての記載例。</p> <p>代表者 〇〇ほか〇〇人の〇〇大敷組合の、この漁場計画について は、漁業調整上の問題はないことを証します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇漁業協同組合 代表理事組合長 〇〇〇〇 印</p> <p>(新規漁場の場合はさらに)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係地域内外漁業との調整 ・調整上どのような問題があったか(同意書、確約書に至るまでの問題点と経過) ・特に短期調整がなされた場合、その理由と期間等を明記すること ・調整上問題点がなければ「問題なし」でよい。 				

区画漁業漁場計画書

(記載例)

○で囲む(更新、新規)

魚類 養殖業		住所	〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇		
		氏名等	〇〇漁業協同組合・〇〇株式会社		
漁場名		〇〇市〇〇町〇〇 〇〇地先 (漁場水深 〇〇m)			
漁業従事者数等(うち漁協組合員数)		自営の場合 〇〇人 管理漁業権の場合 行使者数〇〇人 (〇〇人)	沖合従業者数 〇〇人 (〇〇人)		
経営の方法		漁協自営 漁協(管理漁業権) 個人自営			
養殖の規模	養殖面積	施設の面積	m ²	小割面積	m ²
	養殖数量	魚類の場合 はれり当年〇〇尾 2年〇〇尾 その他年内生産〇〇尾 貝類等の場合 〇〇〇キロ			
	養殖施設数量	〇m×〇m×〇m 小割〇台(当年魚、2年魚で異なる場合はその区別) その他の場合も規模数量等を記載すると 養殖の規模は別紙に記載して添付しても良い			
関係地区及び世帯数		関係地区： 〇〇市〇〇町〇〇 〇〇世帯(うち組合員の属する世帯数〇〇世帯) (当該区画漁業権が団体漁業権の場合のみ記載すること。当該区画漁業権が類似漁業権の場合は、当該漁業を営む者の属する世帯の数を記載し、類似漁業権でない場合は、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数を記載すること。)			
計画理由		・計画する経営の状況を具体的に記載すること			
現免許との関係		・新設 ・区第〇〇号の更新 ・区域及び漁業時期等の変更の場合は、現免許からの変更の程度を明示する(現免許区第〇〇号の内容の、〇〇と〇〇に変更)。			
他種漁業との調整上の問題点		・関係地域内外漁業との調整 ・調整上どのような問題があったか(同意書、協定書に至るまでの問題点と経過) ・調整上問題点がなければ「問題なし」でよい。			

魚類養殖(くろまぐろ養殖を除く)全体計画一覧表

漁業協同組合

漁業権番号	区第	号	区第	号	区第	号	区第	号	区第	号	区第	号	区第	号	区第	号	合計
漁場名																	
漁場面積		m ²															m ²
施設の規模	小割規格	m × m × m															m × m × m
	小割数	台															台
	小割の種類	浮 沈															浮 沈
施設容量		m ³															m ³
生産量		t															t
ハマチ 1 年魚		尾															尾
ハマチ 2 年魚		尾															尾
カンパチ		尾															尾
																	尾
																	尾
																	尾
計		尾															尾
経営体数 (行使者数)		経営体 (人)		経営体 (人)		経営体 (人)		経営体 (人)		経営体 (人)		経営体 (人)		経営体 (人)		経営体 (人)	経営体 (人)
沖合従事者数																	(枚中 枚目)

くろまぐろ養殖全体計画一覧表

漁業協同組合

漁業権番号	区第 号			区第 号			区第 号			合計
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度		
漁場名										
年次	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
漁場面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
施設の規模	小割規格	m × m	m × m	m × m	m × m	m × m	m × m	m × m	m × m	m × m
	小割数	台	台	台	台	台	台	台	台	台
	小割面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	小割の種類	浮	沈	浮	沈	浮	沈	浮	沈	浮
施設容量	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
生産量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
クロマグロ1年魚	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾
クロマグロ2年魚	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾
クロマグロ3年魚	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾
計	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾
経営体数 (行使者数)	(経営体 人)	(経営体 人)	(経営体 人)	(経営体 人)	(経営体 人)	(経営体 人)	(経営体 人)	(経営体 人)	(経営体 人)	(経営体 人)
沖合従事者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

(枚中 枚目)

貝類（真珠母貝、ひおうぎ、かき等）養殖全体計画一覧表

漁業協同組合

漁業権番号	区第	号	区第	号	区第	号	合計
漁場名							
漁場面積							
施設の規模	台数	台					台
	吊り数	吊					吊
施設の種類							
生産量	真珠母貝	千個:	kg				千個:
	ひおうぎ						
	かき						
	計						
経営体数 (行使者数)		(経営体)			(
沖合従事者数)

注:施設規模 台数:ロープの長さ100mを1台とする。吊り間隔:0.8m以上とする。籠数:1吊りあたり5籠以内とする。

(枚中 枚目)

藻類養殖全体計画一覧表

漁業協同組合

漁業権番号	区第	号	区第	号	区第	号	区第	号	区第	号	区第	号	区第	号	合計		
漁場名																	
漁場面積		m ²													m ²		
施設の規模	網・ロープ等の規模	m × m	本	本	m	本	m × m	本	本	m × m	本	本	m × m	本	m		
		網等漁具の数量														枚	吊
生産量 (乾燥重量)		kg													kg		
経営体数 (行使者数)		(経営体)											(経営体)
沖合従事者数																	

(枚中 枚目)

真珠養殖全体計画一覧表

漁業協同組合

漁業権番号	区第号	区第号	区第号	区第号	区第号	区第号	区第号	区第号	合計
漁場名									
漁場面積	m ²								m ²
施設の規模									
筏台数	台								台
吊り数	吊								つり
施設の種類の種類	ロープ式 筏式								ロープ式 筏式
	千個								千個
施設数量									
大珠									
中珠									
小珠									
計									
生産量	もんめ								もんめ
大珠									
中珠									
小珠									
計									
共同経営者名									
従事者数	人								人

柱：施設規模 筏台数： 吊りをもって1台とする。

様式第7号

定置漁業に使用する資産等の状況

所有のものについては右欄にその数を、借用のものは()内にその数を記入してください。

種 類	資産等の保有（借用）の状況	
定置網	1	(1)
船 舶	5 t	0 隻 (1 隻)
	10 t	2 隻 (0 隻)
	t	隻 (隻)
	t	隻 (隻)
	t	隻 (隻)
	t	隻 (隻)
	t	隻 (隻)
車 両	軽四	0 台 (1 台)
	軽ト	5 台 (0 台)
	普通	台 (台)
	トラック	台 (台)
	その他	台 (台)
倉 庫	0 m ²	(1,000 m ²)
事 務 所	200 m ²	(0 m ²)
その他	(記入してください)	

漁場計画設定申請書の関係(添付)書類一覧表

関係書類	様式	共同漁業		既存漁場	定置漁業				区画漁業 <small>(真珠、真珠母貝、かき、 ひょうげ、熊鷹、藻類)</small>		備考
		小型定置	その他		漁協自営	新規漁場		既存漁場	新規漁場		
						法人・生産組合	大敷組合			個人	
1 漁場計画設定申請書	第1号の 1, 2, 3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2 漁場計画書	第3号	○	○								
	第4号			○	○	○	○				
	第5号							○	○		
3 代表者選定届	第2号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	共同申請の場合は、 第2号を提出する
4 漁具設計図		○		○	○	○	○	○	○	○	(定置漁業の場合)
5 漁場図		●	●	○	○	○	○	○	○	○	(新規又は区画変更の場合)
6 施設の構造図及び配置図											(区画漁業の場合)
7 地元漁協の同意書				●	●	●	●	●	●	●	漁協の申請以外
8 関係地域の同意書		●	●	●	●	●	●	●	●	●	該当する場合
9 関係法令適用区域内の確認書		●	●	●	●	●	●	●	●	●	左の区域に 該当する場合
10 公益上の区域の確認書		●	●	●	●	●	●	●	●	●	左の区域に 該当する場合
11 漁業権行使規則(案)		○	○						○	○	
12 養殖全体計画一覧表	第6号の 1~5										
13 定置漁業に使用する資産等の状況	第7号			○	○	○	○	○	○	○	
14 総会又は理事会の議事録の抄本				○	○	○	○	○	○	○	
15 今後5力年間の事業計画書 収支予算書、財産目録				●	●	●	●	●	●	●	漁協以外の自営の場合

※ ○印のものは上覧の区分に該当すれば必ず添付するもの ●印のものは備考欄に該当する場合添付するもの

漁業権免許申請要領

- 1 免許申請は漁業権ごとに行い、書類は1漁業権につき1部を提出すること。
- 2 免許申請の様式は様式1の1（共同漁業の免許申請）、様式1の2（定置漁業の免許申請）、様式1の3（区画漁業の免許申請）とし、添付書類は別紙（免許申請時に添付すべき書類）によるものとする。
（注）海区漁場計画で定められている申請期間中に総会等を開催し、その議事録を添付すること。
- 3 免許申請書には、高知県手数料徴収条例第44条に基づき共同、定置及び区画漁業ともに漁業権一件につき3,700円の県証紙を申請書に添えること。
- 4 免許申請は、告示されている海区漁場計画で定められている免許申請期間中に行うよう、期限を厳守すること。
- 5 申請書類の規格等
日本工業規格A4とし、横書き左綴じとすること。
- 6 漁業権行使規則の認可申請
団体漁業権の免許申請をする漁協は、免許申請書と別に様式3による漁業権行使規則認可申請書を提出しなければならない。
- 7 定置漁業の免許申請をする大敷組合は、免許申請と別に様式2の1による代表者選定届又は様式2の2による代表者選定届兼共有申請者名簿を提出しなければならない。
- 8 個別漁業権の申請で、競願となった場合には、優先順位の審査のため、別に提出を求める書類があるので留意のこと。
- 9 団体漁業権の申請書には、漁業生産力の発展に関する計画（漁業法第74条第2項の計画）を添付すること。

(別 紙)

免許申請に添付すべき書類

1 共同漁業の免許申請（様式1の1）に添付すべき書類

- ア 漁業権取得に関する総会の議事録の抄本（水協法第50条）
- イ 理事の資格を証する書類（登記簿の抄本）
- ウ 定款及び規約
- エ 漁業法第72条第2項第2号の要件を満たしていることを証する書類（様式4）
- オ 漁業生産力の発展に関する計画（漁業法第74条第2項の計画）
- カ その他知事が必要とするもの

2 定置漁業の免許申請（様式1の2）に添付すべき書類

(1) 定置漁業を個人が申請する場合

- ア 職歴書（その職に従事した場所を記入すること）
- イ 住民票及び印鑑証明書
- ウ 事業計画書（資金調達計画、収支予算書）（様式7の1、様式7の2）
- エ 漁具設計図（漁場計画設定申請時と異なる場合）
- オ 誓約書（様式11）
- カ その他知事が必要とするもの

(2) 定置漁業を法人（漁業協同組合を除く）が申請する場合

- ア 漁業権取得に関する総会議事録の抄本（漁業生産組合の場合に限る。）
- イ 定款及び規約
- ウ 定款に自営の定めがない場合は、自営に関する組合員（准組合員を含む）の3分の2以上の書面による同意（水協法第17条第2項）及び自営に関する総会の議事録の抄本（漁業生産組合に限る）。
- エ 登記簿抄本
- オ 構成員又は社員の名簿〔住所（番地まで明記）を記入のこと〕職業及び出資状況（様式8）
- カ 法人の事業歴及び役員の履歴書（様式9）
- キ 事業計画書（資金調達計画、収支予算書）（様式7の1、様式7の2）
- ク 漁具の構造、設計図（漁場計画設定申請と変更のある場合は提出のこと）
- ケ 誓約書（様式11）
- コ その他知事が必要とするもの

(3) 定置漁業を漁業協同組合の自営で申請する場合

- ア 漁業権取得に関する総会の議事録の抄本（水協法第50条）
- イ 理事の資格を証する書類（登記簿の抄本）
- ウ 定款及び規約
- エ 定款に自営の定めがない場合は、自営に関する書面同意〔組合員（准組合員を含む）の3分の2以上の同意〕

- オ 自営に関する総会議事録抄本
- カ 事業計画書（資金調達計画、収支予算書）（様式7の1、様式7の2）
- キ 漁具の構造、設計図（漁場計画設定申請と変更のある場合は提出のこと）
- ク 誓約書（様式11）
- ケ その他知事が必要とするもの

(4) 定置漁業を任意組合が申請する場合

- ア 代表者選定届（様式2の1又は様式2の2）
- イ 代表者の住民票及び印鑑証明
- ウ 漁業権取得に関する総会議事録の抄本
- エ 定款及び規約
- オ 任意組合の事業歴及び役員の履歴書（様式9）
- カ 事業計画書（資金調達計画、収支予算書）（様式7の1、様式7の2）
- キ 漁具の構造、設計図（漁場計画設定申請と変更のある場合は提出のこと）
- ク 誓約書（様式11）
- ケ その他知事が必要とするもの

3 区画漁業の免許申請（様式1の3）に添付すべき書類

(1) 区画漁業（漁業協同組合が免許申請する場合）

- ア 漁業権取得に関する総会の議事録の抄本（水協法第50条）
- イ 理事の資格を証する書類（登記簿の抄本）
- ウ 定款及び規約
- エ 漁協が自営しない場合
 - (ア) 世帯数証明
 - ・類似漁業権でない団体漁業権の場合・・・漁業法第72条第2項第2号の要件を満たしていることを証する書類（様式5）
 - ・類似漁業権である団体漁業権の場合・・・漁業法第72条第2項第1号の要件を満たしていることを証する書類（様式6）
 - (イ) 漁業生産力の発展に関する計画（漁業法第74条第2項の計画）
- オ 漁協が自営しようとする場合
 - (ア) 定款に自営の定めがない場合は、漁協自営に関する組合員（准組合員を含む）の3分の2以上の書面による同意（水協法第17条第2項）及び漁協自営に関する総会の議事録の抄本。
 - (イ) 事業計画書（収支予算書）（様式7の2）
 - (ウ) 誓約書（様式11）
- カ 漁場が漁港法、港湾法及び港則法の適用区域内にある場合は管理者の公有水面占用許可書の写しを添付。
- キ 施設の構造図及び配置図（漁場計画設定申請時と異なる場合）
- ク その他知事が必要とするもの

(2) 区画漁業

- ① 個人が申請する場合

- ア 職歴書（その職に従事した法人等の名称を記載すること。）
- イ 住民票、印鑑証明書
- ウ 事業計画書（資金調達計画、収支予算書）（様式7の1、様式7の2）
- エ 漁場が漁港法、港湾法及び港則法の適用区域内にある場合は管理者の公有水面占用許可書の写しを添付。
- オ 施設の構造図及び配置図（漁場計画申請時から変更のあったとき）
- カ 誓約書（様式11）
- キ その他知事が必要とするもの

② 法人（漁業協同組合を除く）が申請する場合

- ア 漁業権取得に関する総会議事録の抄本（漁業生産組合に限る）。
- イ 定款及び規約
- ウ 定款に自営の定めがない場合は、自営に関する組合員（准組合員を含む）の3分の2以上の書面による同意（水協法第17条第2項）及び自営に関する総会の議事録の抄本（漁業生産組合に限る）。
- エ 登記簿の抄本
- オ 構成員、組合員、社員又は株主の名簿（住所、番地まで明記したもの）、職業及び出資状況（様式8）
- カ 事業歴及び役員の履歴書（様式9）
- キ 事業計画書（資金調達計画、収支予算書）（様式7の1、様式7の2）
- ク 漁場が漁港法、港湾法及び港則法の適用区域内にある場合は管理者の公有水面占用許可書の写しを添付。
- ケ 施設の構造図及び配置図（漁場計画申請時から変更のあったとき）
- コ 誓約書（様式11）
- サ その他知事が必要とするもの

4 共同申請をする場合

共同申請をする場合は、共同申請の各々が申請する場合に必要な上記の書類のほかに、次の書類を必要とする。

- ア 共同申請をする理由
- イ 代表者選定届（様式2の1又は様式2の2）
- ウ 共同経営に関する協定書（様式14）又は代表者選定届兼共有申請者名簿（様式2の2）
（議決権、出資額及び代表者の権限の範囲、漁業権の持分等を明記すること。）

（注）同一申請者が複数の申請を行う場合には、共通する書類を省略できる。

ただし、その場合には、申請書の添付書類一覧に例えば「区第〇〇号の申請書に添付」のように、その申請書で省略した書類の所在を明記すること。

様式1の1

共同漁業免許申請書

令和 年 月 日

高知県知事 ○○○○ 様

申請者 ○○市○○町○○番地○○

○○漁業協同組合

代表理事組合長 ○○ ○

組合 長印

令和 年 月 日 高知県告示第 号によって公示された
共第 号漁業権の免許を受けたいので関係書類を添えて申請
します。

関係書類の表示

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

様式1の2

定置漁業免許申請書

令和 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者 ○○市○○町○-○○番地

○○ ○○ 印 ほか○人

(○大敷組合)

組合長印

令和○○年○月○日 高知県告示第○○○号によって公示された定第○○○○号漁業権の免許を受けたいので関係書類を添えて申請します。

関係書類の表示（定置漁業）

（提出書類は該当欄に○印を付けること）

No	関係書類名	該当欄
1	代表者選定届	
2	共同申請をする理由書	
3	総会議事録抄本（水協法第50条関係） ・漁業権の取得について 【 漁協 生産組合 任意組合 】	
4	定款及び規約 【 漁協 生産組合 その他の法人 任意組合 】	
5	登記簿の抄本 【 漁協 生産組合 その他の法人 】	
6	構成員、組合員、社員又は株主名簿、職業、出資口数及び状況 調書 【 生産組合 その他の法人 】	
7	事業歴及び役員の履歴書 【 生産組合 その他の法人 任意組合 】	
8	誓約書 【 漁協 生産組合 その他の法人 任意組合 個人 】	
9	住民票 【 個人 】	
10	印鑑証明 【 個人 】	
11	個人の職歴書（漁業に従事した場所を明記する） 【 個人 】	
12	事業計画書	
13	漁具設計書（漁場計画設定申請時と異なる場合）	
14	共同経営に関する契約書、協定書の写し	
15	同意書（地元漁協）【従前と免許内容に変更のあった地区及び 個人の申請】 【競願となった場合は、すべての申請者】	

注）漁協が新たな漁業経営を自営するため免許申請の場合は次の3点を添付すること

- ・自営に関する議決の入った総会議事録抄本
- ・水協法第17条第1項の条件を満たしていることを示す調書
- ・水協法第17条第2項の同意書の写し

区画漁業免許申請書

令和 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者 ○○市○○町○○番地○○

○○漁業協同組合

代表理事組合長 ○○ ○

組合 長印

令和○○年○月○日 高知県告示第○○○号によって公示された区第○○○号漁業権の免許を受けたいので関係書類を添えて申請します。

関係書類の表示（区画漁業）

（提出書類は該当欄に○印を付けること）

No	関係書類名	該当欄
1	代表者選定届	
2	共同申請をする理由書	
3	総会議事録抄本（水協法第50条関係） ・漁業権の取得について 【 漁協 生産組合】	
4	定款及び規約 【 漁協 生産組合 その他の法人】	
5	登記簿の抄本 【 漁協 生産組合 その他の法人】	
6	構成員、組合員、社員又は株主名簿、職業、出資口数及び状況 調書 【 生産組合 その他の法人】	
7	事業歴及び役員の履歴書 【 生産組合 その他の法人】	
8	団体漁業権の場合は発展計画書 【 漁協】 個別漁業権の場合は誓約書 【 漁協 生産組合 その他の法人 個人】	
9	住民票 【 個人】	
10	印鑑証明 【 個人】	
11	個人の職歴書（漁業に従事した場所を明記する） 【 個人】	
12	事業計画書	
13	施設の構造図、配置図（漁場計画設定申請時と異なる場合）	
14	共同経営に関する契約書、協定書の写し	
15	世帯証明、調書等の漁業法該当条項 漁業法第72条第2項第1号（団体漁業権の類似漁業権の場合） 漁業法第72条第2項第2号（団体漁業権の類似漁業権以外の場合）	
16	同意書（地元漁協） 【従前と免許内容に変更のあった地区及び 個人の申請】	
17	港湾区域等の占用許可証(写)	

注) 漁協が新たな漁業経営を自営するため免許申請の場合は次の3点を添付すること

- ・自営に関する議決の入った総会議事録抄本
- ・水協法第17条第1項の条件を満たしていることを示す調書
- ・水協法第17条第2項の同意書の写し

様式2の1

代 表 者 選 定 届

令和 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

住所 ○○○○
氏名 法人にあっては、名称 印
及び代表者 ○○○○

住所 ○○○○
氏名 法人にあっては、名称 印
及び代表者 ○○○○

下記のとおり○○漁業○第○○○○号に係る共同申請の代表者を選定したから届けます。

記

代表者 住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

様式2の2

代表者選定届兼共有申請者名簿

令和 年 月 日

高知県知事 様

代表者 住所 ○○市○○町○番地○

氏名 甲 乙平
(○大敷組合)

上記のとおり○○漁業○第○○○号に係る共同申請の代表者を選定したので届け出ます。

No	住 所	氏 名	職 業	漁業権持ち分	印
1◎	○○市○○町○番地○	甲 乙平	漁 業	1/10	甲
2◎	○○市○○町○番地○○	乙野 丁次	漁 業	1/10	乙野
3○	○○市○○町○番地○●	平 丁男	漁 業	1/10	平
4●	○○市○○町○番地○●	平 乙女	事務員	1/10	平
5○	○○市○○町○番地●	山川 ○男	漁 業	1/10	山川
6○	○○市○○町○番地●○	川上 ○太	漁 業	1/10	川上
7○	○○市○○町○番地●●	海野 □	漁 業	1/10	海野
8○	○○市○○町●番地○	海野 △	漁 業	1/10	海野
9○	○○市○○町○○番地○	東 大	漁 業	1/10	東
10	○○市○○町○○番地	西 中	無 職	1/10	西

(1枚中1枚目)

※ No欄の横に、経営に従事する者に◎ 沖合従事者に○ 陸上事務員に●
をしてください。

様式 3

漁業権行使規則認可申請書

令和 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

住 所 ○○○○

○○漁業協同組合

代表理事組合長 ○○ ○

令和 年 月 日高知県告示第○○○号によって公示された○第○○○○号、○第○○○○号、○第○○○○号に係る漁業権について別添のように○○漁業協同組合○○漁業権行使規則を制定したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

関係書類の表示

- | | |
|------------------------------------|-----|
| 1 漁業権行使規則 | 1 通 |
| 2 漁業権行使規則制定に関する総会の議事録の抄本 | 1 通 |
| 3 漁業権行使規則制定に関する組合員の3分の2以上の書面による同意書 | 1 通 |

様式 4

共同漁業権

令和 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者住所 ○○○○

氏名又は名称 ○○○○

印

世帯状況調書

(漁業法第72条第2項第2号関係)

下記のとおり相違ありません。

記

1 組合員のうち関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数

世帯

2 関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数

世帯

様式 5

区画漁業権（類似漁業権でない団体漁業権の場合）

令和 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者住所 ○○○○

氏名又は名称 ○○○○

印

世帯状況調書

（漁業法第72条第2項第2号関係）

下記のとおり相違ありません。

記

1 組合員のうち関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数

世帯

2 関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数

世帯

様式 6

区画漁業権（類似漁業権である団体漁業権の場合）

令和 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者住所 ○○○○

氏名又は名称 ○○○○

印

世帯状況調書

（漁業法第72条第2項第1号関係）

下記のとおり相違ありません。

記

- 1 組合員のうち関係地区内に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯数

世帯

- 2 関係地区内に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯数

世帯

様式第7の1

資 金 調 達 計 画

調 達 区 分	金 額	備 考
自 己 資 金		
借 入 金		借入先 ① ② 借入額 ① ②
漁 獲 払		
そ の 他		
合 計		

収 支 予 算 書

収 入 の 部		支 出 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
漁獲収入		報酬給与等	
出資金受入収入		公租公課	
財産売却収入		分担金、配当金	
財産貸付収入		漁船車両購入費	
利子配当金等収入		漁具その他備品購入費	
その他収入		消耗品費	
		通信費	
		運搬費	
		光熱水費	
		燃料費	
		水代	
		備品修繕料	
		販売手数料	
		保険料	

様式8

構成員、組合員、社員又は株主名簿

職業、出資口数および状況調書

※ No欄の横に、主として経営に従事する者に◎ 沖合従事者に○ 陸上事務員に●
をしてください。

No	住 所	氏 名	職 業	出資金
1◎	〇〇市〇〇町〇番地〇	甲 乙平	漁業	100,000
2◎	〇〇市〇〇町〇番地〇〇	乙野 丁次	漁業	100,000
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(1枚中 1枚目)

事業歴及び役員の履歴書

役職名	氏名	生年月日	履歴職歴
	○大敷組合	S20.1.1	設立(組合員○○人) S J 1.1.1 組合員○人加入 S J J.1.1 組合員○人加入 ○人脱退 S 〇 3.1.1 組合員○人加入 ○人脱退 (事業経営の現在に至る経緯) S〇.〇.〇 ~ ○○沖ブリ定置網経営 S〇.〇.〇 S〇.〇.〇 ~ ○○沖めじか定置網経営 S〇.〇.〇
組合長	甲 乙平	S20.1.1	S〇.〇.〇 ~ ○大敷組合理事 S〇.〇.〇 S〇.〇.〇 ~ ○大敷組合組合長理事 現在
理事	乙野 丁次	S2 J.12.31	S〇.〇.〇 ~ ○大敷組合理事 S〇.〇.〇

(2 枚中 1 枚目)

漁業法第106条第4項の規定による
行使規則制定に関する同意書

(書面による同意の結果)

区 分	員 数	割 合
令和〇〇年 〇月 〇日現在の総組合員数	〇〇〇名	100%
上記のうち書面による同意をした者の数	〇〇名	〇〇%
書面による同意をしなかった者の数	〇〇名	〇〇%

令和〇〇年〇〇月〇〇日

○ ○ 漁 業 協 同 組 合

署名又は記名押印をすること。

漁業権行使規則制定に関する同意書

〇〇漁業協同組合

番号	住 所	氏 名	印
1	高知 市 〇〇 町 〇-〇〇 番地 郡 村	甲 乙 平	甲
2	市 郡 町 村 番地		
3	市 郡 町 村 番地		
4	市 郡 町 村 番地		
5	市 郡 町 村 番地		
6	市 郡 町 村 番地		
7	市 郡 町 村 番地		
8	市 郡 町 村 番地		
9	市 郡 町 村 番地		
10	市 郡 町 村 番地		
11	市 郡 町 村 番地		
12	市 郡 町 村 番地		
13	市 郡 町 村 番地		
14	市 郡 町 村 番地		
15	市 郡 町 村 番地		

(1枚中 1枚目)

様式 11

令和 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

住 所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の職、氏名)
氏名フリガナ ()
生年月日 T・S・H 年 月 日

誓 約 書

今般、 漁業の免許を受けるにあたり、下記の事項を誓約いたします。

記

- 1 漁業及び労働に関する法令を遵守し、役員及び使用人（操船若しくは漁ろうを指揮監督するもの又は養殖を管理するものをいう。以下同じ。）に、漁業及び労働に関する法令を遵守させること
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと
- 3 法人であつて、その役員又は使用人のうちに前記2に掲げる者がいないこと
- 4 前記2に掲げる者がその事業活動を支配する者に該当しないこと
- 5 次のいずれにも該当しないこと
 - (1) 高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (3) 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等
 - (4) (1) から (3) までに掲げるもの以外のものであつて、次のいずれかに該当するもの
 - ア 役員等が暴力団員等に該当するもの
 - イ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
 - ウ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
 - エ 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - オ 役員等が、いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - カ 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - キ 役員等が、県との契約に関し暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているものを使用し、または雇用しているもの
 - (5) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの

様式12の1

〇〇〇漁業協同組合〇〇地区共同漁業権行使規則（例）

〇〇漁業協同組合

様式12の2

〇〇漁業協同組合共同漁業権行使規則（例）

（目的）

第1条 この規則は、この組合が有する（共有する）共第〇〇号、共第〇〇号・・・号の各共同漁業権（以下「共第〇〇号」）の管理及び行使に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（組合員行使権を有する者の資格）

第2条 前条各号の共同漁業権の内容である次の表の左欄に掲げる漁業について、その組合員行使権を有する者の資格は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

漁業権番号	漁業の名称	資 格	備 考
共第〇〇号	いせえび漁業 あわび 〃 さざえ 〃	個人である組合員とその家族 〔個人である組合員であって 、〇〇に住所を有する者〕	第一種
共第〇〇号	いせえび磯建網漁業 ぼら敷網 〇〇ます網	個人である組合員であって、現 に漁具を有し自己により経営を する者	第二種
共第〇〇号	小型定置網漁業	個人である組合員であって、現 に漁具を有し自己により経営を する者 〔個人である組合員及び組合 員で組織した網組であって 、現に漁具を有し自己及び 網組により経営をする者〕	〃
共第〇〇号	船びき網漁業 地びき網漁業	個人である組合員であって、平 成〇年〇月〇日現在その操業を 組合より認められている者	第三種
共第〇〇号	つきいそ漁業	個人である組合員であること	〃

2 前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該組合員行使権を行使すべき者を定めたときは、その者）が、組合員となったときは、その者は前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の組合員行使権を有するものの資格を有しないものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格にかかる組合員行使権の譲渡若しくは貸付又は当該資格に係る漁業の経営を委任してはならない。

（漁業の方法等）

第4条 次の表の①の欄に掲げる漁業は、それぞれ②の欄の漁業の方法により③の欄の統数の範囲内において④の欄の区域内及び⑤の欄の期間中でなければ営んではならない。

ただし、理事は水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、規模、区域又は期間を制限することができる。

① 漁業の名称	② 漁業の方法	③ 統 数	④ 区 域	⑤ 時 期
あわび漁業	裸もぐり	/	共第〇〇号の区域のうち〇〇から〇〇まで	4. 1～ 8. 31
いせえび漁業	裸もぐり	/	〃	9. 16～ 4. 30
小型定置網漁業	一階式落とし網	2	共第〇〇号の区域内	1. 1～12. 31
	改良ます網	3	共第〇〇号の区域内	〃
〇〇柵網漁業	つぼ網	5	共第〇〇号の区域のうち〇〇から〇〇までの間の水深〇〇メートル以下	〃
いせえび磯建網漁業	建網	50	共第〇〇号の区域内	9. 16～ 4. 30
〇〇敷網漁業	〇〇網 (火光利用を除く)	2	共第〇〇号の区域のうち〇〇崎沖〇〇メートルの場所	1. 1～12. 31

- 2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は漁業権管理委員会の意見を聞き、漁業の方法、統数、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

(漁業権管理委員会の設置)

第5条 共同漁業権の適切な管理及び行使を図るため、この組合に漁業権管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

(備考) 管理委員会は、実情に応じて設置する。管理委員会を設置しない場合には、第4条第2項中「漁業管理委員会の意見を聞き」、第5条、第6条、第7条第2項及び第8条を削り、第7条第1項中「管理委員会」を「理事」とし、第4条第3項として「理事が第1項に掲げる制限をする場合は、理事会の議決によらなければならない。」と、第7条第2項として「理事が前項の定めをする場合は、理事会の議決によらなければならない。」と規定すること。

(管理委員会の構成)

第6条 管理委員会は委員〇〇人をもって組織する。

- 2 委員は第2条に規定する当該漁業を営む資格がある者の中から選任する。
- 3 委員の任期は〇年とする。

(当該漁業を行う者等の決定)

第7条 管理委員会は、第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を行う者の行使区域、行使期間、その他の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

- 2 管理委員会は、前項の定めをした場合、その内容について理事に報告しなければならない。

(管理委員会に対する指示等)

第8条 理事は管理委員会に対し、第2条に規定する漁業と他の漁業との調整のため必要があると認める場合又は管理委員会が第7条の決定を行わなかった場合は、漁場の利用等に関し必要な指示をすることができる。

- 2 管理委員会が前項の指示に従わないときは、理事は第7条第1項の規定による管理委員会の権限を行うことができる。
- 3 理事が前項の規定により第7条第1項の定めをした場合には、その理事の定めをもって同項の管理委員会の定めとみなす。
- 4 理事が第1項に基づく指示又は第2項に基づく定めを行う場合は、理事会の議決によらなければならない。

(組合員行使権の行使状況等の報告)

第9条 第2条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量及び漁獲金額について、毎年〇月末までに、組合に報告しなければならない。

(備考) 操業日数は、操業期間としてもよい。組合が直接把握できる事項については、報告を省略することができる。

(漁場管理費の負担)

第10条 共第〇〇号、共第〇〇号、共第〇〇号の内容となっている漁業を営む組合員は、共第〇〇号、共第〇〇号、共第〇〇号の維持管理に要する経費に充てるため行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額は、次の表のとおりとする。

漁業権番号	漁業の名称	単位	行使料の額
共第〇〇号	いせえび漁業 あわび 〃 さざえ 〃		
共第〇〇号	いせえび磯建網漁業 ぼら敷網 〇〇ます網		
共第〇〇号	小型定置網漁業		
共第〇〇号	船びき網漁業 地びき網漁業		
共第〇〇号 共第〇〇号	つきいそ漁業		

3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(備考) 経費を賦課する場合は、組合法第22条の規定により定款に定める必要があり、その額及び徴収の方法は同法第48条第1項第4号及び第9号の規定により、総会の決議を経なければならない。

漁業権の管理目的以外で経費を賦課する場合には、行使料として徴収することは適当ではなく、組合法に基づく賦課金として適切に対応する。

(違反者に対する措置)

第11条 共第〇〇号、共第〇〇号、共第〇〇号の内容となっている漁業を営む組合員が、漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、理事は当該組合員に共第〇〇号の行使をさせないことができる。

2 共第〇〇号、共第〇〇号、共第〇〇号の内容となっている漁業を営む組合員が、この規則に違反したときは、定款の定めるところにより、組合は当該組合員に対して過怠金を科することができる。

(備考) 過怠金を科す場合は、組合法第23条の規定により定款に定める必要がある。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

(付則)

この規則は令和5年9月1日から施行する。

様式13の1

〇〇〇漁業協同組合〇〇地区区画漁業権行使規則（例）

〇〇漁業協同組合

様式13の2

〇〇漁業協同組合区画漁業権行使規則（例）

（目的）

第1条 この規則はこの組合の有する区第〇〇号、区第〇〇号・・・・・・号第1種区画漁業権（以下「区第〇〇号」）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組合員行使権を有する者の資格）

第2条 前条各号の区画漁業権の内容である次の表の左欄に掲げる漁業について、その組合員行使権を有する者の資格は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

漁業権番号	漁業の名称	資格	備考
区第〇〇号	魚類小割り式養殖業（くろまぐる養殖を除く）	下記(注)を参考に有資格者を限定する。	
区第〇〇号	くろまぐる小割り式養殖業		
区第〇〇号	貝類垂下式養殖業		
区第〇〇号	藻類養殖業		

（注） 資格を定めるにあたっては、現実の漁業の実態に即して、有資格者の数を限定し、実行使用者と一致させること。
 例えば、関係地区に住所を有する組合員であって、漁具を有する者。 等

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該組合員行使権を行使すべき者を定めたときは、その者）が、組合員となったときは、その者は前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の組合員行使権を有するものの資格を有しないものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格にかかる組合員行使権の譲渡若しくは貸付又は当該資格に係る漁業の経営を委任してはならない。

(漁業の方法等)

第4条 次の各表の区画漁業権は、それぞれ①の漁業の方法により②の規模の範囲内において③の行使者でなければ営んではならない。

ただし、理事は水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、規模、区域又は期間を制限することができる。

魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)

漁業権番号	漁場名	①漁業の方法	②規模		③行使者
			小割規模	小割台数	
区第〇〇号	〇〇〇	小割式	〇m×〇m×〇m	〇〇台	毎年組合において定める漁業行使者名簿に登録された者
区第〇〇号	〇〇〇	沈下式小割	〇m×〇m×〇m	〇〇台	

くろまぐろ小割り式養殖業

漁業権番号	漁場名	①漁業の方法	②規模		③行使者
			小割規模	小割台数	
区第〇〇号	〇〇〇	小割式	〇m×〇m×〇m	〇〇台	毎年組合において定める漁業行使者名簿に登録された者
区第〇〇号	〇〇〇	沈下式小割	〇m×〇m×〇m	〇〇台	

貝類垂下式養殖業

漁業権番号	漁場名	養殖種	①漁業の方法	②規模			③行使者
				一連長	連数	吊数	
区第〇〇号	〇〇〇	〇〇〇	延縄式	〇〇m	〇〇	〇〇	毎年組合において定める漁業行使者名簿に登録された者
区第〇〇号	〇〇〇	〇〇〇	延縄式	ただし、1人〇〇連〇〇吊までとする。			

藻類養殖業

漁業権番号	漁場名	養殖種	①漁業の方法	②規模		③行使者
				規模	網数	
区第〇〇号	〇〇〇	〇〇〇	ひび建	〇m×〇m	〇枚	毎年組合において定める漁業行使者名簿に登載された者
区第〇〇号	〇〇〇	〇〇〇	ひび建	ただし、1人〇〇枚までとする。		

(注) 漁業権の内容となっている漁場の区域及び漁業時期をさらに制限しようとする場合は区域及び期間の欄を設け記載すること。

- 2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は区画漁業管理委員会の意見を聴き、漁業の方法、規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。
- 3 理事が第1項の制限をする場合は、理事会の議決によらなければならない。

(管理委員会の設置)

第5条 区画漁業権の適切な管理及び行使を図るため、この組合に区画漁業管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

(備考) 管理委員会は、実情に応じて設置する。管理委員会を設置しない場合には、第5条、第6条、第7条第2項及び第3項並びに第9条を削り、第4条第2項中「区画漁業管理委員会の意見を聴き」を削り、第7条第1項及び第8条中「管理委員会」を「理事」とすること。

(管理委員会の構成)

第6条 管理委員会は委員〇〇人をもって組織する。

- 2 委員は第2条に規定する漁業を営む資格がある者が選任する。
- 3 委員の任期は〇年とする。

(当該漁業を行う者等の決定)

第7条 管理委員会は、第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を行う者、その者にかかる行使区域、行使期間、その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

- 2 管理委員会は、前項の定めをした場合、その内容について理事に報告しなければならない。
- 3 前2項の定めをした漁業以外の〇〇漁業について、理事は第1項の定めをしなければならない。
- 4 理事が前項の定めをする場合は、理事会の議決によらなければならない。

(勘案事項)

第8条 管理委員会は、前条第1項に基づき第2条に規定する漁業を営む者を定める場合には、次の事項を勘案しなければならない。

- (1) その者の当該漁業に対する生活依存度
- (2) その者の当該漁業の営まれる漁場に対する依存度
- (3) その者の当該漁業の経営能力

(管理委員会に対する指示等)

第9条 理事は管理委員会に対し、第2条に規定する漁業と他の漁業との調整のため必要があると認める場合又は管理委員会が第7条の決定を行わなかった場合は、漁場の利用等に関し、管理委員会に対し必要な指示を出すことができる。

- 2 管理委員会が前項の指示に従わないときは、理事は第7条第1項の定めを行うことができる。
- 3 前項の定めは、管理委員会の定めとみなす。
- 4 理事が第1項に基づく指示又は第2項に基づく定めを行う場合は、理事会の議決によらなければならない。

(組合員行使権の行使状況等の報告)

第10条 第2条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの養殖施設数、生産量及び生産金額について、毎年〇月末までに、組合に報告しなければならない。

(備考) 組合が直接把握できる事項については、報告を省略することができる。

(漁場管理費の負担)

第11条 区画漁業権の内容となっている漁業を営む組合員は、その漁業権の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額は、次の表のとおりとする。

漁業権番号	漁業の名称	漁場名等	単位	行使料の額
区第〇〇号	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖を除く)	〇〇〇	年間、筏1台、 1㎡、〇〇など	〇〇円
区第〇〇号	くろまぐろ小割り 式養殖業	〇〇〇		〇〇円
区第〇〇号	貝類垂下式養殖業	〇〇〇		〇〇円
区第〇〇号	藻類養殖業	〇〇〇		〇〇円

3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(備考) 経費を賦課する場合は、組合法第22条の規定により定款に定める必要があり、その額及び徴収の方法は同法第48条第1項第4号及び第9号の規定により、総会の決議を経なければならない。

漁業権の管理目的以外で経費を賦課する場合には、行使料として徴収することは適当ではなく、組合法に基づく賦課金として適切に対応する。

(違反者に対する措置)

第12条 区画漁業権の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に区画漁業権の行使をさせないことができる。

2 区画漁業権の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科することができる。

(備考) 過怠金を科す場合は、組合法第23条の規定により定款に定める必要がある。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

(付則)

この規則は令和5年9月1日から施行する。

様式14

〇〇漁業権行使協定書（例）

この協定は、甲漁業協同組合、乙漁業協同組合、丙漁業協同組合の間で共有する〇第〇〇号、〇第〇〇号、〇第〇〇号の〇〇漁業権に係る各共有者間の行使に関して協定するものとする。

1 〇〇漁業権の行使区分は、次のとおりとする。

No.	組合名	漁業権の番号	行使区分	漁業の種類	統数	時 期
1	甲 漁業協同組合	(第一種) 〇第〇〇号	〇〇岩から磁針方位 〇〇度の線から×× 岬から磁針方位△△ 度の線に至る区域	いせえび漁業		9.16～ 4.30
2	乙 漁業協同組合	〃	××岬から磁針方位 △△度の線から〇〇 崎から磁針方位〇〇 度の線に至る区域	〃		9.20～ 4.30
3	丙 漁業協同組合	〃	〇〇岬から磁針方位 〇〇度の線から×× 岩から磁針方位△△ 度の線に至る区域	〃		10.1～ 4.30
4	甲 漁業協同組合	(第二種) 〇第〇〇号	No. 1 の区域と同じ	すずき柵網 〃	12	9.1～ 12.31
				ぼら 〃		
				かます刺網 〃	5	9.1～ 12.31
				いせえび 磯建網 〃	20	10.1～ 4.30
5	乙 漁業協同組合	〇第〇〇号	〇第〇〇号の区域内 No. 2 の区域と同じ	小型定置網 〃	3	1.1～ 12.31
				いせえび 磯建網 〃	10	10.1～ 4.30

6	丙 漁業協同組合	○第○○号	No. 3の区域と同じ	ぼら敷網〃	1	11.1～ 3.31
				かます刺網〃	2	1.1～ 12.31
				いせえび 磯建網〃	15	10.1～ 4.30

2 漁業権の共有者は、この協定に基づき、その範囲内においてそれぞれ各漁業協同組合別に漁業権行使規則の制定を行うものとする。

3 この協定の有効期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

令和 年 月 日

甲 漁業協同組合 組合長 ○○○○ 印

乙 " " " 印

丙 " " " 印

参 考 事 項

漁業法等のなかで、今回の漁業権の一斉切り替えに関して留意すべき点は以下のとおりです。

○ 利害関係人の意見（漁業法第64条第1項～第3項）

海区漁場計画の案を海区漁業調整委員会に諮問するより前に、利害関係人の意見を聴く機会を設けるため、インターネット等で海区漁場計画の素案を公表。

○ 優先順位の見直し（漁業法第73条）

詳細かつ全国一律に免許の優先順位を規定していた条文が撤廃され、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者に優先して免許。

○ 漁業権者の責務（漁業法第74条）

漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用し、漁業生産力を発展させるための計画を作成し、1年に1回以上点検。

○ 資源管理の状況等の報告（漁業法第90条）

漁業権者は、資源管理に関する取組の状況及び操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況を1年に1回以上知事に報告。漁協は、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況についても。

漁業権一斉切替えに関する作業日程

	海区漁業調整委員会	知事	漁協・漁業者等
R04. 9月		一斉切替え取扱方針(案)策定	
	委員会審議・答申	委員会の意見聴取	
10月		漁業権一斉切替えに関する説明会	説明会参加
		漁場計画設定申請受付開始	設定申請に係る理事会等 設定申請作成・提出
11月		漁場計画設定申請受付終了	
12月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○申請内容審査 ○漁場調査 <p style="text-align: center;">海区漁場計画素案策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関協議 ○市町村照会 </div>	
R05. 1月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 海区漁場計画素案公表 (利害関係人意見聴取) </div>	
2月			
3月	海区漁場計画案を沿岸、 養殖、定置部会で審議	海区漁場計画案を海区漁業調整委員会に諮問	
4月	海区漁場計画案の決定		
5月	公聴会開催・答申		
		海区漁場計画公示	行使規則の関係地区漁業者 同意書(定置は漁協の同意)
6月			発展計画、行使規則、免 許申請の総会、部会等
		免許申請、行使規則認可申請(停止条件付)受付開始 (免許申請期間は海区漁場計画において公示する) 免許申請、行使規則認可申請(停止条件付)受付終了	免許申請書提出(定置は 保護区域設定申請も)
8月	免許及び定置保護区域 委員会指示の審議・答	海区漁業調整委員会へ免許の諮問	
9月		免許状交付、免許公示、行使規則認可、漁業権登録	免許状受領